

前回資料からの変更点

※本文（ゴシック体部分）につき、部会資料10からの変更点に下線を引いている。

第1 普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

1 新たな遺言の方式

以下の甲案から丙案までのうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する（前注1）（前注2）。

（前注1）乙案及び丙案の双方又はいずれか一方に加え、甲案の方式を創設した場合
には、乙案又は丙案と甲案との関係について、甲案の方式で作成した遺言のうち、乙案の①の要件を充たすものについては、乙案の②から④までの手続を経ることにより、乙案の方式によることもできることになると考えられる
（甲案の方式で作成した遺言の電磁的記録をプリントアウトした上で、丙案の方式によることもできることも同様である。）。

（前注2）本試案において、「電磁的記録」とは、特に明示しない限り、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」をいい、
録音、録画により作成された電磁的記録を含まないものとする。

これに対し、録音、録画により作成された電磁的記録を含む場合には、「録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録」などとして、その旨を明示する。

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音・録画等により記録して遺言する方式

【甲1案】証人の立会いを要件とする案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付、自己の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録すること（注1）（注2）。

② 遺言者が、証人二人以上の前で、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨、記録されている全文（財産目録（①の電磁的記録に一体のものとして記録された相続財産の全部又は一部の目録をいう。

以下同じ。)を除く。)、日付及び自己の氏名を口述すること(注3)
(注4)(注5)。

③ 証人が、遺言者に対し、①の電磁的記録に記録された内容が②の口
述の内容と符合することを承認した後、記録されている自己の氏名
5 その他証人を特定するに足る事項を口述すること。

④ ②及び③の口述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法に
より電磁的記録に記録すること(注6)(注7)。

(注1) 遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付及び遺言者の氏名を
記録することも許容されることを前提としている。

10 (注2) ①に規定する電磁的記録に、遺言者が電子署名を行うものとするこ
も考えられる。

(注3) 「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとするこ
について引き続き検討する。

15 (注4) 遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者
あるときは、通訳人の通訳により口述すること又は遺言者若しくは証人
が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換すること
により、口述に代えるものとするとの規律を設けることを想定している
が、その具体的規律は引き続き検討する。

20 (注5) 証人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら
通話をすることができる方法(以下「ウェブ会議の方法」という。)によ
り立ち会うことができるものとするこについて引き続き検討する。

25 (注6) ④の電磁的記録が①の遺言に係る電磁的記録に関するものであるこ
を明らかにするため、これらを一体のものとするこなどを含め、どの
ような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。また、①
及び④の電磁的記録について、事後的な改ざんを防止するため、(注2)
のほかに、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討
する。

30 (注7) 遺言書の検認の規定(民法第1004条)はこの方式によってされた
遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言
の状態を保全し偽造・変造・隠匿を予防する目的で、①から④までに規
定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認
手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、
法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等
について、引き続き検討する。

35 【甲2案】証人の立会いを不要とし、これに相当する措置を講ずる案
本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければなら

ないものとする。

① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名を記録し、電子署名を行うこと（注１）（注２）。

② 遺言者が、①の電磁的記録に記録されている遺言の全文（財産目録を除く。）及び日付の口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録すること（注３）（注４）。

③ ②の記録をするに当たっては、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置をとること（注５）（注６）（注７）（注８）。

（注１）遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

（注２）遺言者が②の記録のために民間事業者のサービスを利用した際に、民間事業者が①の電子署名の電子証明書の失効情報の有無を確認するものとすることも考えられる。

（注３）②の電磁的記録が①の電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

（注４）遺言者が口がきけない者である場合に、通訳人の通訳により口述に代えるものとするとの規律を設けることについて、引き続き検討する。

（注５）遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする措置として、例えば、口述を開始する時点で遺言者の周囲の状況を、撮影した画像を記録することとしたり、民間事業者がウェブカメラ越しで確認したりすることが考えられる。また、遺言者以外の者が口述をすることができないようにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の顔貌等を撮影した画像を記録することとしたり、あらかじめ登録した情報に基づき生体認証を行うこととしたりするほか、口述をしている期間中、生体認証や振る舞い認証等を組み合わせることで遺言者本人であることを確認することが考えられる。

（注６）①に規定する遺言に係る電磁的記録については電子署名を行うことによって、当該記録された情報について改変されていないかどうかを確認することができるものであることは担保されていると考えられるものの、電子署名に係る電子証明書の有効期間等を踏まえ、①及び②に規定する記録について更なる改変防止措置をとることの要否については、引き続き検討する。

（注７）デジタル技術の急速な進展が見込まれること等を踏まえ、③の規律につ

いては、法律上必要とされる一定の要件を規定した上で、細目を主務省令に委任するものとするについて、引き続き検討する。

主務省令に委任する場合の当該省令の規律の在り方については、遺言者が適切なデジタル技術を用いて遺言することができるようにし、事後的に遺言が無効となる事態を防止する観点から、法律において、③の要件に代えて、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するものをとるものとし、かつ、この基準を充たす民間事業者のサービスについて主務大臣による認定を行うものとした上で、主務省令において、③の具体的な基準を定めることについて、引き続き検討する。

(注8) 遺言書の検認の規定(民法第1004条)はこの方式によってされた遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の状態を保全し偽造・変造・隠匿を予防する目的で、①から③までに規定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

【乙案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、公的機関で当該電磁的記録を保管する方式

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び氏名を記録し、電子署名を行うこと(注1)。
- ② 遺言者が、電子情報処理組織を使用する方法(オンラインの方法)により、公的機関に対し、①の電磁的記録、申請情報及び添付情報を提供して、保管の申請をすること。(注2)
- ③ 公的機関が、申請人(遺言者)に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項に係る情報(電子署名に係る電子証明書(マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書等)等)の提供又はこれらの事項についての説明を求めること。
- ④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の電磁的記録に記録された遺言の全文(財産目録を除く。)を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。(注3)(注4)(注5)

⑤ 公的機関が、保管の申請手続が①から④までに従って行われたことを記録し、当該電磁的記録を保管すること。

(注1) 遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

(注2) 申請情報とは、遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を、添付情報とは、それらを証明する情報を想定している。

(注3) 遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して(ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。)、口述に代えることができる。

(注4) 遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするとも考えられる。

(注5) どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

【丙案】 プリントアウトするなどして遺言の全文等が記載された書面を作成し、公的機関で当該書面を保管する方式

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

① 遺言者が、全文が記載された遺言書に署名すること(注1)。

② 遺言者が、公的機関に対し、①の遺言書、申請書及び添付書類を提出して、保管の申請をすること(注2)(注3)。

③ 公的機関が、申請人(遺言者)に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項を示す書類(マイナンバーカード等)の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めること。

④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の遺言書に記載された遺言の全文(財産目録を除く。)を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。(注4)(注5)(注6)

⑤ 公的機関が、保管の申請手続が①から④までに従って行われたことを記録し、当該遺言書を保管すること。

(注1) 遺言者の指示を受けた者が遺言の全文を記録した電磁的記録をプリントアウトし、又は全文を記載することも許容されることを前提としている。

(注2) 申請書には、遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記載すること、添付書類とは、それらを証明する書類とすることを想定している。

(注3) 遺言者が、出頭又は郵送して遺言書、申請書及び添付書類を提出することを想定している。

(注4) 遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して（ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。）、口述に代えることができる。

(注5) 遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の遺言書が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするとも考えられる。

(注6) どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

(補足説明)

1 本文1の柱書、(前注1)及び(前注2)

15 (1) 各案の位置付けについて

ア 部会資料10において、各案の位置付けについて、甲案及び乙案の方式を創設することを中心としつつ、これに加え丙案の方式も創設することの要否も併せて、引き続き検討するものとしていた点について、前回会議では、【甲1案】と【乙案】の方式を創設することを中心に検討することについては賛成しつつ、【乙案】を創設するのであれば、これと共通する【丙案】も十分に採用し得るとの意見や、各案に順位を付すのではなく、並列のものとしてパブリック・コメントに付すべきであるとの意見があった。

そこで、各案の位置付けについて、【甲案】から【丙案】までの案の一つ又は複数の規律を設けるものとするとして修正している。

イ また、部会資料10において、各案冒頭の記載について、【甲案】を「公的機関における保管を前提としない方式」と、【乙案】を「公的機関が遺言に係る電磁的記録を保管することを要件とする方式」とするなどしていた点について、前回会議では、各案の特徴を踏まえた名称記載とすべきであって、保管の有無によって区別することは相当でないとの指摘があった。

そこで、各案冒頭の記載について、【甲案】を「遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音・録画等により記録して遺言する方式」と、【乙案】を「遺言の全文等を電磁的記録により作成し、公的機関で当該電磁的記録を保管する方式」と、【丙案】を「プリントアウトするなどして遺言の全文等が記載された書面を作成し、公的

機関で当該書面を保管する方式」とした。

(2) 本文の（前注 1）について

本文の（前注 1）について、読みやすさの観点から形式的な修正をしたほか、内容に変更はない。

(3) 本文の（前注 2）について

これまでの部会資料においては、特段の定義をすることなく「電磁的記録」の語を用いてきた。もっとも、現行法令上、「電磁的記録」の用語には、「電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義されるものと、「電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録」と定義するものがあり、前者には録音、録画は含まれない一方で、後者にはこれらが含まれると区別して整理されている。そして、これまでの部会資料においては、遺言の全文等が文字情報により記録されている電磁的記録と、録音又は録音・録画により記録された電磁的記録が現れている。

そこで、両者の区別を明確にするため、本文の（前注 2）において、「電磁的記録」の語には、特に明示しない限り前者の定義を用いることとし、文字情報で記録されることが想定されている電磁的記録はこの定義によるものとしている。他方、録音・録画により記録したものを指す場合には、具体的な法文上の表現は引き続き検討することを前提として、「録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録」とするなどして、録音・録画により記録したものを指すことが明らかになるよう記載している旨を明らかにした。

2 【甲 1 案】

(1) 本文①及び②について

本文①について、部会資料 10 では、「遺言の全文、日付及び自己の氏名並びに証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項」として、「遺言の全文、日付及び自己の氏名」と「証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項」を別のまとまりと整理していたが、両者はいずれも電磁的記録の記載事項として並列すべき関係にあることから、「遺言の全文、日付、自己の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項」と修正している。

また、本文②についても、同様の観点から字句の修正をしている。

(2) 本文の（注 1）及び（注 2）について

他の箇所との平仄をとる観点から、「電子署名を付す」との表現を「電子署名を行う」との表現に修正している。

また、前回会議において、本文の（注２）の電子署名を行うことができる主体を遺言者に限るのか、遺言者以外の者も含めるのかを明らかにする必要があるとの指摘がされた。この点について、本文の（注２）で電子署名を行うものとする理由は、本文①の電磁的記録が遺言者の意思に基づくものであることを事後的にも明らかにするためであることからすると、遺言者以外の者が電子署名を行うことは相当でなく、本文の（注１）にかかわらず、本文の（注２）の電子署名は遺言者本人が行うことを前提とすることが相当であるとも考えられる。

そこで、その旨を明らかにするため、本文の（注１）に、遺言者の指示を受けた者が記録することができる対象が遺言の全文、日付及び遺言者の氏名であることを明記するとともに、本文の（注２）に、「遺言者が」電子署名を行うものとする旨の修正をしている。

さらに、前回会議では、本文①の電磁的記録に電子署名を行うことを要件とすべきとの意見もあった。しかし、電子署名に添付される電子証明書は、氏名、住所等の変更、本人の死亡及び本人による失効の申出のほか、電子証明書の有効期間の経過によって失効するものであって、民間事業者による確認を期待することができる【甲２案】と異なり、遺言者や証人等が必ずしもデジタル技術に関する知識に精通していないことからすると、遺言者が本文①の電磁的記録を作成した後、直ちに電子証明書の失効情報の有無を確認することが容易ではないことも考えられ、本文①の電磁的記録に電子署名を行うものとするについて、引き続き検討すべき課題があると考えられる。そこで、本文①に記載するのではなく、本文の（注２）に付記することとしている。

(3) 本文④及び本文の（注６）について

前回会議では、本文の（注２）のほかに、本文④の電磁的記録についても、電子署名をはじめとする改ざん防止措置をとるべきであるとの指摘がされた。この点について、本文①及び本文④の各電磁的記録は遺言者が保管することが想定され、事後的に改変されるおそれがあることが否定できないとも考えられることからすると、何らかの改ざん防止措置をとる必要があるとも考えられる一方で、本文①の電磁的記録に加えて電子署名を行う意味がどの程度あるのか、また、本文④の電磁的記録が作成された後、直ちに電子証明書の失効情報の有無を確認することが容易ではないことを踏まえたような措置をとる必要があるのかについて、引き続き検討する必要があると考えられる。そこで、本文の（注６）において、本文④の電磁的記録について事後的な改ざんを防止するためにどのような措置をとることが必要か引き続き検討する旨を追記することとしている。

(4) 本文の（注 7）について

前回会議において、本文の（注 7）に関し、【甲 2 案】と同様に、金融機関等が遺言執行を受ける際に、本文④の電磁的記録が、本文①の電磁的記録の遺言の全文と一致することを確認することは困難であるとの指摘があった。そこで、【甲 1 案】についても、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する旨を追記している。

3 【甲 2 案】

(1) 本文①及び本文の（注 1）について

本文①について、遺言者が電磁的記録に遺言の全文及び日付に加え、自己の氏名を記録するものとする旨の修正をするとともに、これを踏まえ、本文の（注 1）も同様の修正をしている。

また、前回会議では、本文の①に関し、「当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が遺言者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置」の内容を具体的に検討すべきであるとの指摘があった。この点に関しては、部会資料 11-2 の第 1 の補足説明の 3 に記載したとおり、マイナンバーカードの署名用電子証明書による電子署名を行うことが考えられる一方で、これまでの部会の議論状況に照らし、電子署名法上の主務大臣の認定を受けた特定認証業務としての認証により本人性が確認された電子署名やその他の電子署名によることを許容することについても、引き続き議論する必要があると考えられる。そこで、現時点で、「電子署名」の意義については、引き続き検討することを前提に、本文①の「当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が遺言者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置」との記載を、「電子署名」に修文している。

(2) 本文の（注 2）について

(1)の修文に伴い、従前本文の（注 2）として、「措置の具体的な内容は主務省令で定めるものとするが、現時点では、電子署名を想定している。」と記載していたが、これを削除している。

また、電子署名に係る電子証明書の有効期間が存在することを踏まえ、民間事業者を関与させる場合には、民間事業者において、①の電子署名の電子証明書の失効情報の有無を確認することも考えられたことから、その旨を本文の（注 2）に追記している。

(3) 本文②について

前回会議において、本文②に関し、本文①により作成された遺言に係る電磁的記録に記載された全文等を口述する必要があることを明確にすべきとの指摘があったことから、「遺言の全文」の前に「①の電磁的記録に記録されている」との文言を追記している。

また、遺言者が遺言の全文を口述するという点に関しては、録音等の電磁的記録に記載された口述の内容と遺言に係る電磁的記録に記載された遺言の全文が一致しない場合に、仮に遺言が無効となるとすると、証人や公的機関の職員によってその旨の指摘がされ得る【甲1案】、【乙案】、【丙案】と異なり、遺言が事後的に無効と判断されるケースが増加するとの指摘もあった。この点については、遺言者の最終意思を尊重する観点から柔軟な解釈がされる余地がある一方で、制度上、何らかの担保を要することが必要か否かについて引き続き検討する必要があると考えられる。

(4) 本文の（注4）について

【甲1案】と同様、できる限り幅広い国民が新たな方式による遺言をする機会を保障する観点から、遺言者が口がきけない者であった場合には、通訳人の通訳により口述に代えるものとする旨の規律を設けることが相当であると考えられる。もっとも、その具体的な規律は本文③の口述をどのような措置の下で行うのかを踏まえ検討する必要があることから、その旨を追記している。

(5) 本文③及び本文の（注5）について

前回会議では、本文の（注5）に関し、本文③で記載されている遺言者以外の者が関与しない状況の下という要件は、要件として定性的に記載することができる一方で、これを具体化する方策を見つけることは容易ではなく、記載するとしてもより具体的に記載すべきとの指摘があった。

そこで、本文③では、「遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする」措置をとることを明記した上で、本文の（注5）で、その具体的な方策として、口述を開始する時点で遺言者の周囲の状況を、撮影した画像を記録することとしたり、民間事業者がウェブカメラ越しで確認したりすることを例示している。

(6) 本文の（注6）について

他の箇所との平仄をとる観点から、「電子署名を付す」との表現を「電子署名を行う」との表現に修正するなど、形式的な修正をしている。

(7) 本文の（注7）について

前回会議では、部会資料10の第1の1の【甲2案】の本文の（注7）に記載の【α案】に対し、遺言者は民間事業者のサービスを利用する時点で当

該サービスが技術水準を満たしているものか否かを判断して遺言をするが、事後的に当該サービスが技術水準を満たしていないと判断された場合には、遺言者にとって不測の事態が生じ得るなどの指摘があったことから、本部会資料では【α案】を削除し、本文（注7）では、従前の【β案】を中心に記載することとしている。このほか、形式的な修正をしている。

(8) 本文の（注8）について

前回会議では、新たな方式の遺言について、家庭裁判所の検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否かを検討するに当たっては、現行の検認手続について、検認時における遺言の状態を保全し、偽造・変造・隠匿を防止する目的に基づき行われる一種の検証であることを前提に検討する必要があるとの指摘があったことから、本文の（注8）の表現を修正している。

4 【乙案】について

(1) 本文①及び②並びに本文の（注1）について

真正性の担保等を図るため、遺言者が遺言に係る電磁的記録に電子署名を行うことについて、丙案では本文①において遺言書に署名することとしての平仄を合わせ、本文②ではなく、本文①に記載することとしている。

また、本文の（注1）では、遺言者の指示を受けた者が記録することができる対象が遺言の全文及び氏名であることを明記する修正をしている。

(2) 本文②から⑤並びに本文の（注2）から（注4）について

前回会議では、保管の申請手続の具体的な内容を明らかにすべきとの指摘があったことから、遺言書保管法の申請手続に関する規律等を参照し、本文③及び本文の（注2）を追記するなどして修正した。すなわち、部会資料10では、本文②において、遺言者が、保管申請をする際、電子署名に係る電子証明書を提供する方法等により、遺言者が本人であることを明らかにすることと記載していた点を改め、遺言書保管法第4条及び第5条を参照し、本文②において、遺言者による手続として、遺言者が電子署名を行った遺言に係る電磁的記録、申請情報及び添付情報（申請情報及び添付情報として想定している具体的な内容は本文の（注2）で記載している。）を提供することとし、本文③において、公的機関における申請人（遺言者）の本人確認調査義務について記載することとしている。

なお、部会資料10では、遺言者が申請情報に電子署名を行うこととしていたが、【乙案】では、公的機関の職員が対面又はウェブ会議の方法により、遺言者と口頭等でのやり取りをしてその真正性等を確認することができる

ことを踏まえ、当該情報に電子署名を行うことまでは求めないこととして
いる。また、公的機関が遺言に係る電磁的記録を保管する前提として、保管
の申請手続が方式要件に従って行われたことが求められることとなると考
えられるため、その観点から本文⑤の表現を修正している。

5 前回会議では、「口授」との表現は公正証書遺言における「口授」を想起
させるものの、公正証書遺言における「口授」とは意味が異なることから、
別の表現が望ましいとの指摘があったことを踏まえ、「口述」との表現に修
正している。

その他、表現について修正を行ったが、実質的内容に変更はない。

10 (3) 本文の（注５）について

前回会議では、ウェブ会議の方法によることの相当性等について、今後重
点的に議論すべきである旨の指摘があったことから、その旨を本文の（注５）
に追記している。

15 5 【丙案】について

(1) 本文の（注１）について

前回会議では、「全文が記載された遺言書」に、第三者が全文を自書した
場合を含むかどうかについて指摘があったことを踏まえ、そのような場合
も含む趣旨を明らかにする観点等から、遺言者の指示を受けた者が「遺言の
全文を記録した電磁的記録をプリントアウトし、又は全文を記載すること
も許容される」旨、本文の（注１）の表現を修正している。

20 (2) 本文②から⑤まで並びに本文の（注２）から（注６）までについて
上記４(2)及び(3)と同様の観点から、修正している。

25 2 保管制度の在り方

本文１において【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度について、
次の考え方に基づく規律を設けるものとする（注１）。

(1) 相続人、受遺者、遺言執行者等（以下「相続人等」という。）は、相続
開始後、公的機関に対し、①自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記
録又は遺言書が保管されているか否かを証明する書面又は電磁的記録の
30 提供、②当該遺言の内容の閲覧、③当該遺言の内容を証明する書面又は電
磁的記録の提供を請求することができる（注２）。

(2) 公的機関は、(1)②の閲覧をさせ又は③の書面若しくは電磁的記録を提
供したときは、他の相続人等に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を
35 保管している旨を通知する。

(3) 公的機関は、遺言者の死亡の事実を確認したときは、あらかじめ遺言者

が指定した者に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。

- (4) 保管されている遺言に係る電磁的記録又は遺言書については、遺言書の検認（民法第1004条第1項）の規定は適用しない。

（注1）保管を行う公的機関としては、保管事務を実施するための体制の整備の必要性、国民の利便性、プライバシー保護の重要性等を考慮して検討する必要がある、具体的には、全国で統一的な対応をすることが可能であり、かつ、現在自筆証書遺言書保管制度に係る事務を担っている機関である法務局とすることが考えられる。

なお、新たな方式の遺言の保管が法務局で行われ、(1)①の規律を設ける場合には、法務局において保管されている自筆証書遺言と新たな方式の遺言について、既存の自筆証書遺言書保管制度に係るシステムも含め情報処理システムの整備を要するという前提はあるものの、一元的な検索を行うことができるものと考えられる。また、相続人等としては、当該検索とともに公証役場に保存されている公正証書遺言等の検索を行うこととなると考えられる。

（注2）自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する電磁的記録及び当該遺言の内容を証明する電磁的記録には、公的機関が電子署名を行うものとして考えられる。

（補足説明）

前回会議では、保管されている遺言書等について、どの範囲で一元的に検索できるのか明らかにすべきである旨の指摘があった。そのため、本文の（注1）において、新たな方式の遺言の保管が法務局で行われる場合には、情報処理システムの整備を要するという前提はあるものの、法務局において保管されている自筆証書遺言と一元的な検索を行うことができること、当該検索とともに公証役場で保存されている公正証書遺言等の検索を行うこととなると考えられることを記載している。その他表現の修正を行ったほかは、部会資料10からの変更点はない。

3 日付

日付について、次の考え方に基づく規律を設けることについて、引き続き検討する。

- (1) 保管制度の対象としない場合（本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合）

遺言者が作成日（真実遺言が成立した日）を記録する。

- (2) 保管制度に基づき保管される場合（本文1の【乙案】及び【丙案】の場合）

合)

公的機関が保管を開始した日を記録する。

(補足説明)

5 本文(1)の保管制度の対象としない場合の作成日について、その内容を明らかにする観点から、真実遺言が成立した日であると明記する修正を行ったほか、部会資料10からの実質的な変更点はない。

4 加除その他の変更、撤回

10 (1) 加除その他の変更

遺言が成立した後、内容を変更する場合には、別途新たな遺言をすることを要するものとし、加除その他の変更に関する特段の規律を設けないものとする。

(2) 撤回

15 新たな方式による遺言に関し、民法第1022条（遺言の撤回）、第1023条（前の遺言と後の遺言との抵触等）及び第1024条後段（遺贈の目的物の故意の破棄による撤回擬制）を適用するものとし、同条前段（遺言書の故意の破棄による撤回擬制）については、次のいずれかの案によるものとする。

20 ア 公的機関における保管を要件としない場合（本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合）

【A案】民法第1024条前段の適用を除外する規律を設け、破棄による撤回を認めないものとする（注）。

25 （注）証人の立会いの下での破棄など一定の場合に遺言の破棄を認める規律を設けるものとする考え方もある。

【B案】特段の規律を設けない（民法第1024条前段を適用する。）ものとする（注）。

（注）遺言に係る電磁的記録を故意に破棄したと認められる場合を明確にするために、特別の規律を設けることの要否について、引き続き検討する。

30 イ 公的機関における保管を要件とする場合（本文1の【乙案】及び【丙案】の場合）

【C案】保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には、遺言を撤回したものとみなすものとする。ただし、当該撤回をしたときでも、当該遺言に係る情報は消去しないものとする（注）。

35 （注）当該遺言の情報については、本文2の証明・閲覧・通知の対象とせず、特別の事由がある場合に限り、遺言者生存中には遺言者に、遺言者死亡後

には相続人等に閲覧の請求を認めるものとするのが考えられる。

【D案】保管の申請の撤回を認めないものとする。

(補足説明)

- 5 前回会議では、本文(2)イの【C案】について、撤回された遺言の情報について誰でも閲覧等を行うことができる状態にあるのかどうかを明らかにすべきである旨の指摘があったことから、本文の(注)において、当該情報は本文2の証明等の対象とはせず、特別の事由がある場合に限り閲覧の請求を認めるものとする考え方を追記している。このほか、本文(2)ア及びイの表題等を修正し、本文(2)
- 10 アの【A案】、【B案】の(注)の番号を整理したほか、部会資料10からの実質的な変更点はない。

第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

1 自書を要しない範囲

- 15 財産目録について自書を要しないものとする現行法の規律を維持し、自書を要しない範囲を拡大しないものとする。

2 押印要件

上記1を前提として、押印要件については、次のいずれかの案によるものとする(注)。

- 20 (注) 自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、その目録の毎葉にする押印要件(民法第968条第2項)及び加除その他の変更の際しての押印要件(同条第3項)を含む。

【甲案】押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き押印を要するものとする。

- 25 (後注) 甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとする。ただし、法定する要件(遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保するための要件)を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」とした上で、上記法定する要件として、例えば、
- ・ 裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合
 - ・ 押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた
- 30 上で、後者の方式要件(自筆証書遺言書保管制度の利用)を満たす場合などを定める考え方もある。

(補足説明)

- 35 従前、本文2の(注2)として記載していた事項(甲案を採用し押印要件を廃止した場合において押印がされたときの当該押印の機能等)を補足説明の中で

記載する変更をしたほかは、部会資料 10 からの変更点はない。

第 3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

1 規律の在り方の方向性

5 秘密証書遺言については、下記 2 を除き、現行の方式要件を維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。

2 押印要件

(1) 公証人の押印要件については、維持するものとする。

10 (2) 遺言者及び証人の押印要件については、自筆証書遺言における押印要件の在り方（本文第 2 の 2）を踏まえ、次のいずれかの案によるものとする（注）。

15 (注) 遺言者による証書への押印及び封印要件（民法第 970 条第 1 項第 1 号、第 2 号）、遺言者及び証人による封紙への押印要件（同項第 4 号）のほか、加除その他の変更の際の押印要件（同条第 2 項において準用する同法第 968 条第 3 項）を含む。

【甲案】遺言者及び証人の押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする。

20 (後注) 甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとする。ただし、法定する要件（遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保するための要件）を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」とした上で、上記法定する要件として、例えば、

- ・ 裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合などを定める考え方もある。

25 (補足説明)

部会資料 10 からの変更点はない。

第 4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

1 作成することができる場面の規律

30 (1) 船舶遭難者遺言については、現行の文言（船舶が遭難した場合）に限らず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを規律上明確化することについて、引き続き検討する（注 1）（注 2）。

35 (注 1) 「天災その他避けることのできない事変」については、民法第 161 条と同様、「天災」とは地震、洪水などの自然力を意味し、「その他避けることのできない事変」とは暴動、戦乱などの天災と同視すべき事変を意味することを想定している。もっとも、およそ生命の危険性のない軽微な災害や暴動等につ

いては含まれるべきでないとも考えられるところ、このような考え方の当否も含め、作成することができる場面として適切な範囲について、引き続き検討する。

(注2)「山岳における遭難」については、遭難態様も様々であることから、「天災その他避けることのできない事変」と評価できる態様であるかを個別に認定するものと整理することが考えられるところ、そのような考え方について、引き続き検討する。

(2) 一般隔絶地遺言については、現行の文言（伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者）に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者全てを含むことを規律上明確化することについて、引き続き検討する。

(3) 死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言を作成することができる場面に関する規律については、現行法の規律を維持するものとする。

2 作成方法の規律

(1) 現行法の規律について

現行法の規定については、維持するものとする（注1）。

(注1) 特別の方式の遺言における押印要件（民法第976条第1項、第979条第3項、第980条及び第982条において準用する同法第968条第3項）については、自筆証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討するものとする。

(2) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式について

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏まえつつ、次の案に基づく規律を新たに一つ又は複数設けることについて、引き続き検討する（注2）（注3）（注4）（注5）（注6）。

(注2) 各案においては、遺言者の指示を受けた者が、録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することも許容されることを前提としている。

(注3) 各案における証人については、ウェブ会議の方法により立ち会うことができるものとするを前提としている。

(注4) 遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口授等に代えるものとするが考えられる。

(注5) 各案においては、現行規定と同様に、家庭裁判所における確認の手続を要するものとし、また、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができる

ようになった時から6か月間生存するときは、その効力を生じないものとする
ことを前提としている。

(注6) 船舶遭難者遺言については、本文1(1)記載のとおり、作成することができる
場面を船舶遭難に限らないものとして規律を明確化することが考えられる。
5 この場合、証人の立会いが困難であったり、通信環境が不十分であったりする
場面も想定されることから、証人の立会いを不要とすることなども含めよ
り簡便な方式の規律を設けるなど、更なる検討を要するとの考え方があるところ、
広く社会に普及したデジタル機器によって適切に真意性・真正性の担保等
を図ることができるかといった観点も踏まえつつ、引き続き検討する。

10 ア 死亡危急時遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、
15 遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録し、これを遺言者に読み聞かせ又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の記録が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

20 【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、
25 遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記して、これを遺言者に読み聞かせ又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の筆記が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(後注) 甲案及び乙案のほか、遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法
30 により記録された電磁的記録によって作成することとし、証人の立会いを要件とする方式も考えられ、この方式の場合の要件は、①証人一人以上の立会いがあること、②遺言者が、遺言の趣旨を口述すること、③証人が、自己の氏名を口述すること、④遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること、⑤遺言者が、再生された④の電磁的記録を閲覧してその内容が正確なことを承認した旨口述すること、⑥遺言者が、⑤の状況を録音及び録画を同時に行

う方法により電磁的記録に記録することが考えられる。

イ 船舶遭難者遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記すること。

【丙案】遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 証人が、自己の氏名を口述すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(3) 一般隔離地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式について

一般隔離地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。

(補足説明)

本文1の(注1)については、前回会議において、船舶遭難者遺言の方式による作成を認める「天災その他避けることのできない事変」の場面を限定するため因果関係を要するとする考え方について、因果関係による作成場面の限定という整理は船舶遭難者遺言の趣旨にそぐわないものであるとの意見を踏まえて修正し、現時点では具体的な限定のあり方を明示せずに、引き続き検討する旨を記載している。

また、本文2においては、各案を表す表現を修文するとともに、死亡危急時遺言においては、従前【丙案】としていたものにつき（後注）とし、現行法の規定との平仄の観点から、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言の各案につき、筆記又は記録する事項として「日付」及び「遺言者の氏名」の記載を削除している。その他、（注6）については、文意を明確にするための修文を行っている。

その他には変更点はない。

なお、従前の部会資料では、本文1と本文2につき、個別に補足説明を記載していたところ、部会資料11では、本文1と本文2とを併せて補足説明を記載することとしている。

第5 その他

1 遺言能力について、新たな規律を設けないものとする。

2 遺言の内容の明確性を確保することについて、特段の規律を設けないものとする。

3 民法第973条（成年被後見人の遺言）について、自筆証書遺言における押印要件の在り方や成年後見制度の見直しにおける議論等を踏まえ、その規律の在り方を検討する。

（補足説明）

2及び3について、表現の修正を行ったほか、部会資料10からの変更点はない。

以上